

令和 7 年第 3 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 7 年 9 月 26 日提出 追加報告第 1 号、第 2 号)

付 議 事 件

第 3 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	市 長	P 3
追加 報告 2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	”	P 5

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 9 月 26 日 提出

さくら市長 中 村 卓 資

専決処分第 13 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 8 月 28 日

さくら市長 中 村 卓 資

市は、令和 7 年 5 月 16 日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2. 事故の概要

令和 7 年 5 月 16 日午前 10 時 27 分頃、生活環境課職員が丁字路で右折する際、直進してきた相手方の車と接触した。

3. 損害賠償の額 137,488 円

追加報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 7 年 9 月 26 日 提出

さくら市長 中 村 卓 資

専決処分第 14 号

專 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 9 月 10 日

さくら市長 中村卓資

市は、令和 7 年 7 月 24 日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所

氏名

2. 事故の概要

令和 7 年 7 月 24 日午後 4 時 30 分頃、職員が運転する公用車が対向車とすれ違う際に、建物の雨どいに車体が当たり破壊した。

3. 損害賠償の額 134,343 円